

改正

平成20年12月17日教育委員会規則第4号

平成30年3月19日教育委員会規則第2号

菊川市立学校施設使用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、菊川市立学校施設使用条例（平成17年菊川市条例第149号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 学校施設の使用時間は、原則として、午前8時から午後9時30分までとする。ただし、菊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の使用時間中であっても、学校教育目的のために使用する必要が生じたとき又は管理上支障があると認めたときは、使用させない。

(使用の許可の申請)

第3条 条例第2条の規定により、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の受付期間は、使用しようとする日の属する月の前月の次条に規定する抽選会の日以後から使用しようとする日の3日前までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可の方法)

第4条 条例第3条の許可は、抽選会により決定する。ただし、抽選会による使用希望のない時間帯の許可は、受付順序によるものとし、使用の許可の申請が同時にあった場合における使用の許可は、抽選による。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、公用若しくは公共用のために使用するとき又は各種団体が実施する行事に使用するとき、これを優先して許可する。この場合において、その優先順位は、公用又は公共用のために使用するときを優先する。

3 優先使用を受けようとする者は、優先使用受付申請書（様式第2号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、条例第3条の許可をしたときは、使用許可書（様式第1号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第4条ただし書の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 国又は公共団体が使用するとき。

(2) 市長が公益上必要と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(減免の手続)

第7条 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第5条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第4号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書により使用料の還付を決定したときは、使用料還付通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用者の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 許可なくして壁、柱等に張り紙をし、又は、ピン・くぎ打ち等をしないこと。
- （2） 許可を受けた設備器具又は備付けの物品以外のものを使用しないこと。
- （3） 所定の場所以外での飲食をし、又は火気を使用しないこと。
- （4） 酒気を帯びての入場又は校内での喫煙及び飲酒をしないこと。
- （5） 場内での物品の販売をしないこと。
- （6） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯しないこと。
- （7） 管理上、支障を来たすような行為をしないこと。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要に応じ指示する事項に従うこと。

（使用後の措置）

第10条 使用者は、使用が終わったときは、直ちに施設等を原状に復し、小学校長又は中学校長（以下「校長」という。）又は校長の指定する者の検査を受けて返還しなければならない。

2 条例第6条の規定により、使用の許可を取り消されたとき又は使用を停止させられたときも、同様とする。

（弁償の義務）

第11条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに校長に届け出て、その損害を弁償しなければならない。

2 教育委員会は、条例第6条各号の規定による処分により使用者が被った損失は、補償しない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月17日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小笠町立小学校施設利用に関する規則（昭和59年小笠町教育委員会規則第1号）又は北運動場（夜間）使用規程（昭和54年小笠町規程第1号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月17日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年12月16日から適用する。

附 則（平成30年3月19日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第5条関係）

菊川市使用許可申請書	
年 月 日	
菊川市教育委員会 氏名 あて	
申請者 住 所	_____
氏 名	_____
電話番号	() _____
次のとおり使用したいので申請します。 なお、使用に当たっては下記遵守事項を守り一切ご迷惑はお掛けいたしません。	
1 使用の目的	_____
2 使用人数	男 人・女 人 計 人
3 使用日時	年 月・・・日 時 分から 時 分まで
4 使用箇所	_____
5 団 体 名	_____
代表者氏名	_____
電 話 番 号	_____
6 使用料金	一金 _____ 円也
7 遵守事項	条例及び規則を遵守すること。 (主な遵守事項) ・目的以外の使用又は許可を受けない器具の使用をしない。 ・所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。 ・酒気帯びでの入場又は飲酒をしないこと。 ・他人に迷惑となる行為をしないこと。
市役所控	

菊川市使用料納入通知書 兼領収書（許可書）	
1 団 体 名	_____
2 申請者氏名	_____
3 使用目的	_____
4 使用人数	男 人・女 人・計 人
5 使用日時	年 月・・・日 時 分から 時 分まで
6 使用箇所	_____
7 遵守事項	条例及び規則を遵守すること。 (主な遵守事項) ・目的以外の使用又は許可を受けない器具の使用をしないこと。 ・所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。 ・酒気帯びでの入場又は飲酒をしないこと。 ・他人に迷惑となる行為をしないこと。 上記のとおり許可します。 年 月 日 様
菊川市長 氏 名 _____ 一 金 _____ 円也	
上記使用料を領収いたしました。 菊川市会計管理者	
領収日付印又は許可日付印	
各金融機関→納入者	

納 入 済 通 知 書	
納 入 者 住 所	_____
氏 名 (団体名)	_____
年 度 月 分	_____
収入科目・一般会計	_____
款 項 目 節 細 節	_____
納入金 の内容	_____
使用日	年 月・・・日
一 金 _____	円也
納期限	年 月 日
菊川市会計管理者あて	
上記金額を領収したので通知します。	
菊川市指定金融機関等 指定代理金融機関 指定収納代理金融機関	
領収日付印	
各金融機関→菊川市会計管理者	

年 月 日

菊川市教育委員会 氏 名 へ

団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____ ㊟

電話番号 () _____

優先使用受付申請書

このことについて、下記のとおり施設を利用したいので関係書類を添え申請いたします。

1 施設名	
2 使用希望日	
3 使用時間帯	
4 使用目的・理由	
5 添付書類	事業計画書等団体の行事であることのわかる資料

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 使用料減免承認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

申請者 住 所（所在地）

団 体 名

氏 名（代表者氏名）

㊟

電話番号 （ ）

次のとおり使用料の減免を受けたいので、申請します。

使用年月日	年 月 日（ ）
使用時間	時 分から 時 分まで
使用目的	
使用箇所	
減免承認申請の理由	

使用料の額	減免区分	納入金額
円	軽減（ 円）・免除	円

様式第4号（第8条関係）

菊川市使用料還付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛
 申請者住 所 _____
 氏 名 _____ ㊞
 電話番号 () _____

下記のとおり使用料の還付を申請します。

収入科目 款 項 目 節 説明

1 使用目的 _____
 2 使用箇所 _____
 3 使用日時 _____年 月 日
 _____時 分から
 _____時 分まで

4 団 体 名 _____
 代表者氏名 () _____
 電話番号 _____
 5 還付理由 _____
 (1) 降雨又はグラウンド等の不良
 (2) 自己の都合による取消し
 (年 月 日取消し)
 (3) その他 () _____

還付額 一金 _____ 円

市役所控

菊川市使用料還付通知書

年 月 日

申請者住 所 _____
 氏 名 _____

下記のとおり使用料を還付します。

1 使用箇所 _____
 2 使用日時 _____年 月 日
 _____時 分から
 _____時 分まで

3 団 体 名 _____
 代表者氏名 _____

還付額 一金 _____ 円

還付場所 静岡銀行菊川支店菊川市役
 所派出所
 菊川市役所小笠支所
 菊川市長 氏 名 _____

還付日付印	

各金融機関→還付者

使用料還付領収書

年 月 日

年度 一般会計

収入科目 款 項 目 節 説明

1 使用箇所 _____
 2 使用日時 _____年 月 日
 _____時 分から
 _____時 分まで

3 団 体 名 _____
 代表者氏名 _____

還付額 一金 _____ 円

菊川市会計管理者宛

上記使用料を領収いたしました。

領 収 日 _____年 月 日

領収者住所 _____
 氏 名 _____ ㊞

		還付日付印	
課長			
係長			
係			

各金融機関→菊川市会計管理者